

## 食のスタートアップ支援事業 出店者募集要項

### 1. 事業の目的

神戸市と阪急オアシスで連携し、神戸三宮阪急ビル内の阪急オアシス神戸三宮店地下一階キッチン&マーケット区画について、飲食店の起業を目指している方に対し、チャレンジ場所の提供や起業するまでのきめ細やかな支援を行い、市内における本格的な店舗開業などの起業を促進します。

### 2. 支援内容

#### (1) チャレンジ場所の提供

出店場所として、阪急オアシス東館地下1階キッチン&マーケット内の一区画を原則3カ月間提供します。(賃借料無料!)

また、市営地下鉄 三宮駅直結の東館地下2階のお惣菜コーナーでも販売可能です。

#### (2) 神戸開業支援コンシェルジュによる支援

(公財)神戸市産業振興財団(以下「財団」という。)が実施している神戸開業支援コンシェルジュによる出店中から出店後、起業までの継続的な支援を行います。

#### ※神戸開業支援コンシェルジュについて

中小企業診断士等の専門家が経営、財務、人材育成、販路開拓など幅広く起業・開業に向けたご相談に対応します。

<https://kobe-ipc.or.jp/concierge>

#### (3) 専門家によるアドバイス(無料)

店舗設計や出店メニュー、集客や経営戦略など専門家による相談が利用できます。

#### (4) 広報支援

財団ホームページやSNS等に出店情報(店名、期間、メニュー等)を掲載するなどプロモーションを支援します。

### 3. 神戸三宮阪急ビルの概要

(1) 施設名称: 神戸三宮阪急ビル 東館・西館

(2) 所在地: 神戸市中央区加納町4丁目2番1号他(阪急神戸三宮駅直結)

(3) 敷地面積: 約7,000㎡

(4) 開業: 2021年4月26日(月)

### 4. 提供区画の概要

(1) 用途: 飲食

(2) 場所: 東館地下1階キッチン&マーケット内

※東館地下2階のお惣菜コーナーでの販売も可能(別途手続き要)。

(3) 内容：広さ：25.5㎡

調理設備：IHコンロ(1口)、フライヤー、グリドル(鉄板)

共用設備：縦型冷凍庫、スチームコンベクションオーブン、食洗器、製氷機

その他設備：台下冷蔵庫1台、作業台、カウンター席(4～5席)

※設備に関しては、株式会社阪急オアシスで用意します。また、「飲食営業許可」を取得しているため、すぐに利用可能です。

(4) 提供期間：1出店者に対し、3カ月間。原則、定休日は阪急オアシスに準ずる。但し、阪急オアシスと相談のうえ調整可能。

第11期 令和5年12月1日(金)～令和6年2月29日(木)

## 5. 募集する料理及び開業予定の店舗に求めるもの

(1) 新規性や創意工夫がある魅力的な料理を提供するとともに、港町神戸らしさを感じられるメニュー内容・コンセプトとなっているもの。

(2) 将来性があり、長期的な経営が期待できるもの。

## 6. 応募要領

### (1) 応募資格

- ① 当事業を契機に神戸市内で飲食店(実店舗)の開店を目指す個人・法人。(既に神戸市内で飲食業を開業されている方については新分野の出店を目指す方に限る)  
※出店者募集要項に関するQ&Aを参照。
- ② 飲食店事業に対して熱意があり、持続的な経営が見込まれ、将来性が認められる方。
- ③ 開店後、3カ月間は継続して料理を提供できる体制が組まれている方。
- ④ その他、以下の要件を満たす方
  - ・ 破産者及び禁固以上の刑に処せられている者でないこと。
  - ・ 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - ・ 銀行取引停止処分を受けていないこと。
  - ・ 会社更生法に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続き申立がなされている団体(更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。)でないこと。
  - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団でないこと。また、従業員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会勢力でないこと。
  - ・ 租税公課の滞納処分を受けていないこと。

### (2) 応募方法

下記の提出書類を募集期限内(令和5年10月13日17時まで)に、メール・郵送もしくはご持参にて事業者募集選定事務局宛にご提出ください。なお、募集期限終了後の提出書類の修正、差し替え、追加等は受け付けませんのでご了承ください。

(提出書類)

- ① 事業計画書(様式1)
- ② 直近1年分の納税証明書  
ア) 法人の場合: 法人事業税・法人市民税の納税証明書  
イ) 個人の場合: 個人事業税および住民税の納税証明書  
※前年度の納税が無い方は非課税証明書を提出
- ③ 事業確認書類  
ア) 法人の場合: 履歴事項全部証明書(原本)(3カ月以内に法務局で取得したもの)  
イ) 個人の場合: 個人事業の開業届出書(写)(すでに開業している方のみ)
- ④ 本人確認ができるもののコピー(運転免許証、パスポート等)

(3) 失格条件等

以下に掲げる事項のうち、一つでも該当する場合は、応募は無効とします。

- ・ 応募の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- ・ 応募の作成様式及び記入要項に示された条件に適合しないもの。
- ・ 応募に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) その他

- ① 応募に要する費用は、すべて応募者の負担とします。
- ② 提出された書類について、予め審査会前に内容の確認を行う場合があります。
- ③ 提出された書類は、返却いたしませんので、ご了承ください。
- ④ 提出された書類については、選定以外の目的には使用しません。
- ⑤ 書類の提出後に、審査会への参加を辞退する場合は、速やかに事務局まで連絡してください。

7. 審査方法

(1) 1次審査(書類審査)

阪急オアシス、財団等により、書類審査を実施します。

※面談・電話ヒアリングを行う場合があります。

【1次審査での主な審査ポイント】※以下の点を踏まえた総合評価となります。

項目	内容
事業 コンセプト	・メニューや開業予定の店舗は神戸の歴史や文化など地域特性を踏まえた内容になっているか。 ・神戸市内で飲食店を営むことに対する熱意はあるか。
独創性	・料理内容に新規性、創意工夫があるか。
発信力	・SNSなどを用いて、効果的に消費者に発信する取り組みを実施しているか。

事業計画の実現可能性	・神戸市内での開業に向けた事業計画の実現可能性は高いか。
収支計画の現実性	・開業に向けた収支計画の現実性はあるか。
将来性	・新しい生活様式を踏まえて、テイクアウトの実施等長期的に経営のできる計画になっているか。

(2) 2次審査（実技審査）

1次審査通過者には、事務局が市内にあらかじめ準備するレンタルキッチン等にて、仕込みから飲食物の提供までの実技審査にご参加いただきます。審査員は、阪急オアシス、財団に加え、調理専門学校の教授とし1名の出店者を選定します。

ただし、審査結果により選定者なしの場合があります。

【2次審査での主な審査ポイント】

項目	内容
調理技術	・十分な調理技術が伴っているか。 ・手際の良さ、独自の製法や技術による味付け等
創意工夫	・仕込んだ食材の小分けの方法等、短時間で提供するための工夫等。
提供速度	・提供速度は妥当か。
味	・美味しいかどうか。
見た目	・衛生面での配慮はされているか。 ・写真を撮り SNS にアップしたくなるような見た目になっているか。
総合判断	・キッチン&マーケットで販売する趣旨・目的に沿っているか。 ・食材やメニューなど神戸の歴史や文化など地域特性を踏まえた店舗コンセプトになっているか。

(3) 審査結果

審査結果は、各応募者にEメールで通知し、財団ホームページでも公表します。

8. 募集等スケジュール

- ① 募 集 期 間：令和5年8月30日（水）～令和5年10月13日（金）
- ② 1次審査（書類審査）：令和5年10月16日（月）
- ③ 1次審査結果通知：令和5年10月17日（火）
- ④ 2次審査（実技審査）：令和5年10月23日（月）※1
- ⑤ 2次審査結果通知：令和5年10月24日（火）
- ⑥ 阪急オアシス出店説明：令和5年10月25日（水）※1

必着

※1・必ずスケジュールの確保をお願いします。

9. 必要経費

出店にあたり、提供区画の賃貸料は無料ですが、その他の必要な経費は以下のとおりとなります。

(1) 出店までの費用

出店者が個別で看板やのぼり等を用意する場合は出店者負担になります。また、食器や鍋等の調理器具についても出店者負担です。

(2) 出店後に必要な費用

提供区画の賃貸料は発生しませんが、売上額の20%を阪急オアシスに対してご負担いただきます。なお、この20%には光熱水費も含まれます。併せて、阪急オアシスでは専用のレジを使用させていただくため、レジ使用料（月額税込み1万5千円）もご負担いただきます。

(例) 出店者の1カ月間の売上額が100万円だった場合、20万円+1万5千円を阪急オアシスに対して出店者がご負担いただくこととなります。

10. 売上仕入基本契約

出店にあたっての詳細な取り決めについては、区画の提供元である阪急オアシスと売上仕入基本契約を締結することとなります。

11. 出店にあたっての禁止事項

財団及び阪急オアシスは、出店者が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、提供区画からの即時退去及び今後の支援をお断りする場合があります。また、その措置により、出店者に損害が生じたとしても、財団及び阪急オアシスは一切の責任を負いません。

- (1) 違法行為またはその疑いがあると認めるとき
- (2) 公の秩序または善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき
- (3) 本事業の趣旨に反する行為があると認めるとき
- (4) 6(1)各号に掲げる応募資格を満たさなくなったとき
- (5) 財団又は阪急オアシスの指示に従わないとき

12. 質問への回答

当募集要項への質問については、別紙Q&Aを参照してください。その他の質問に関しては、質問票（様式2）により随時Eメールで受け付けます。回答については、できるだけ速やかに財団ホームページで掲載しますので、随時ご確認ください。

お問合せ・応募書類提出先（事業者募集選定事務局）

公益財団法人神戸市産業振興財団

ビジネス開発部ビジネス開発グループ 坊、川本

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター6階

TEL : 078-360-3209 Eメール : [business@kobe-ipc.or.jp](mailto:business@kobe-ipc.or.jp)

財団ホームページ : <https://kobe-ipc.or.jp/food-startup>